

# 全商連第56回 定期総会方針



全商連第56回定期総会であいさつする太田義郎会長

全商連第56回定期総会方針… 9  
私たちの要求……………14



全商連第56回総会方針の読み上げ音声



全商連第56回総会への常任理事会報告の動画

## 二、激動する情勢と 共同の時代への展望

### 1、中小業者をめぐる情勢の特徴

2023年5月、政府が新型コロナウイルスの感染対策を個人任せに切り替えましたが、仕事も客足も回復していません。ロシアのウクライナ侵略や異常気象に円安が重なり、ガソリンや資材、食料品の急騰を招き、家計を痛めつけています。実質賃金の減少が追い打ちをかけ、日銀の調査では、56%を超える人が暮らし向きに「ゆとりがなくなってきた」と答えています。こうした経済状況が中小業者の経営を圧迫している原因です。株価や大企業の内部留保が過去最高を更新する下で、企業倒産が2年連続で増加し、小規模企業の破綻が際立つ事態です。

岸田政権は、物価高から国民・中小業者を守ることに無策です。「失われた30年」と言われる長期にわたる経済停滞の責任は、非正規雇用を増やし、大企業の法人税や社会保険料を減らす一方で、消費税を増税し、国民生活を痛めつけてきた自民党政治にあります。22年にわたって自民党と政権を組んできた公明党の責任も重大です。

ところが、岸田政権は多くの反対の声を聞き流し、消費税の増税となるインボイス制度を実施するなど、まったく無反省です。国民・中小業者は仕事をすればするほど税負担が増える一方で、半導体や電気自動車などを作る大企業には、作れば作るだけ法人税が軽くなる大企業優遇税制が用意されています。この実態こそ、企業団体献金によって政治がゆがめられている証です。

財界は、政府と日銀の円安政策も追い風に巨額の富を蓄積しながら、円安を口実に、5年間で43兆円の大量予算をさらに増額せよと要求しています。カネの力にものを言わせて「もっと仕事をよこせ」と与党に迫る強欲ぶりは目に余ります。この財界と癒着する自民党政治によって、憲法を踏みこじめる大軍拡が進められていることを見逃すわけにはいきません。

戦争する国づくりの影響が国民生活にも及び始めています。経済分野にも情報監視の網をかぶせ、「不測の事態」に備えた食料統制を整備するなど、戦争準備と政府の強権化が同時に進められています。能登半島地震に派遣された自衛隊の災害救助体制は熊本地震の半分程度にとどまっています。救援物資の空輸が求められる中、陸上自衛隊第1空挺団が降下訓練を実施するなど、人命救助よりも戦闘準備が重視されています。基地の新設や強硬化によって、貴重な自然やコミュニティーが壊され、環境や人体をむしばむ有機フッ素化合物の使用実態が隠蔽されています。日米安保条約や地位協定を憲法の上に置いて恥じない政治が、国民の平和的生存権を脅かしています。

2、希望の持てる経済社会をめざして

国民・中小業者と財界・大企業との利害対立が深まる中、気候危機打開、原発・火力発電セ

### 一、はじめに

コロナ禍と物価高、大規模災害に見舞われた中小業者の危機打開に力を合わせ、自治体や政府への要請を強めてきました。作らせた直接支援策を活用し、過酷な徴収行政とたたかい、経営継続の希望をつなぐ民商・全商連の存在意義が鮮明になっています。消費税減税、インボイス廃止、改憲・戦争する国づくり反対、ジェンダー平等など、自民党政治とたたかう国民各層との共同も広がっています。

世界では、国際法違反の軍事侵攻が相次ぎ、軍拡競争が激化する一方で貧困と格差が拡大しています。「強いものが勝てばいい」という新自由主義政策の悪影響がはびこる今日、中小業者への不公正な取引も後を絶ちません。

「平和でこそ商売繁盛」を信条とし、経営と暮らしを守り、中小業者の社会的・経済的地位の向上をめざす民商・全商連の役割発揮が求められています。

「民商・全商連運動の基本方針」を指針とし、道理・団結・共同の理念を掲げ、要求運動と組織建設の前進に奮闘します。

## 総会 スローガン

# 大軍拡・改憲阻止！ 消費税減税、インボイス廃止！ 平和と商売を守る 民商・全商連運動の発展を

候危機打開、原発・火力発電セ

口、食料とエネルギーの自給率向上など、持続可能な経済・社会への転換を求める動きが広がっています。

再エネ設備の設置を支援する自治体が相次いでいます。野党共闘で勝利した岩手県知事は中小業者の賃上げ支援策を実施しました。コロナ禍や大規模災害を通じて重要性が明らかになった医療や介護をはじめ、生活に欠かせない公共部門の削減・民営化の見直しを求める「公共を取り戻せ」の運動が共感を呼んでいます。中小業者を淘汰し、実働を軽んじる新自由主義によるルールなき資本主義では、安心して暮らせる地域はつくれません。持続可能な地域循環型社会をめざすためにも、地域企業の99・7%、常用雇用者数の64・2%を占めるなど、地域経済の担い手である中小企業者を活気づけることが重要です。

経済の活性化には個人消費の拡大が欠かせません。「最賃1500円以上」を掲げ、「中小企業を元気に」と主張する労働者との連携を進めてきました。働く者の生活と権利を守るためのストライキに共感が寄せられています。インボイス実施後も

経営力を高め合い、経営環境を守り発展させる運動を進めてきました。10年連続で取り組ん

中止・廃止を求める新たな請願署名を開始したフリーランスとの共同も継続しています。大軍拡に反対し、平和を希求する動きも活発化しています。青年が「戦争はいらない」と声を上げています。「戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会」など多彩な共同行動が絶え間なく続いています。こうした運動が改憲への暴走を食い止める力になってきたことは明らかです。

国民・中小業者に苦難を強いる根源に、財界・アメリカ力言いの自民党政治があります。「裏金議員に課税せよ」の世論と運動が金権腐敗を極める自民党を追い詰めています。支持率が落ち込み、末期症状を示す自民党政治を終わらせることが、希望の持てる経済社会を実現する道です。

この間、広げてきた国民各界・各層の願いと力を結集し、自民党政治を終わらせる国民的運動に合流します。共同を発展させ、中小企業予算の大幅増額、賃上げする中小業者への直接支援、社会保険料の減免、公正な取引の実現、消費税減税、インボイス廃止をめざします。

できた全自治体要請の経験を生かして、地方創生臨時交付金の活用を広げました。地域経済振興

と中小業者支援のための施策を実施・改善させ、励まし合って申請を進め、事業継続の道を開きました。

第22回中小商工業全国交流・研究会集では、農商工連携や中小企業振興基本条例を生かした地域産業振興の実践を明らかにし、「商売を続けること自体が社会貢献」と事業の継続・発展へ意欲と勇気をわかせました。6回で1千力所を超える接続となったオンライン経営対策交流会は、「経営の工夫を学び、交流したい」と、民商・県連で取り組む機運を高めています。

業界団体の地方組織が弱体化し、業者同士で助け合うことができる組織は民商だけという地域が広がっています。激変する社会・経済の下で、多様化・複雑化する要求に応えることが求められています。仲間の知恵と力を発揮できるよう経営対策に力をそそぎます。

経営力を高め合い、融資獲得・資金繰り対策を

学び、経営対策と地域振興の取り組みを強めます。商工交流会報告集や中小商工業研究誌を活用し、経営交流の魅力や意義を学びます。全商連の経営対策交流会に参加し、経験やノウハウを実践に生かします。県連や民商、支部・班などで交流の機会を増やし、商売の知恵と工夫を学び合います。経営の見直しや新事業進出、新規開業、補助金獲得、従業員賃金引き上げなどの取り組みを支援し、事業計画づくりの挑戦を広げます。業者青年に魅力ある経営対策も工夫して取り組みます。県や地域で商工交流会や業界懇談会の開催に挑戦します。地域での取り組みを促進するよう、全商連の経営対策交流会の開催方法を工夫します。

運送・建設労働者の残業規制強化に伴って、事業者が人材獲得、人件費確保などを求められる「2024年問題」、物価高騰や最賃引き上げに伴う転嫁対策や公正な取引ルールの徹底をはじめ、環境変化や制度変更に対応した業種別・問題別対策を強めます。

切実な資金繰り要求に応えて、「融資は権利」の立場で、国・自治体による制度融資の活用を進め、条件変更など柔軟な対応を求めます。地域金融機関と懇談し、積極的な資金繰り支援や、預金者保護を貫く反面調査対応など、小規模事業振興へ役割発揮を促します。

経営の維持・発展へ中小業者が知恵と力を付けることが必要です。地域経済が停滞・衰退を余儀なくされ、個別事業者の経営強化と地域振興を結ぶ政策と実践も求められます。積み重ねてきた中小業者の振興・支援を

2、自治体に実態と要求を届け、地域経済の再生と振興を

コロナ禍の感染拡大や地震・豪雨災害などを通じて、国・自治体が果たすべき公的責任の重要性が再認識されました。国・自治体の危機管理、防災対策を強化することはもちろん、暮らし、働き続けられる地域づくりを進めるため、相談活動やアンケートなどで要求をつかみ、自治体への提案を強めます。大企業の儲け優先ではなく、食料、エネルギーの域内自給を高め、医療・介護を充実させて、持続可能な循環型地域をめざします。

中小・小規模企業振興条例を制定し、具体的な振興策も提起して、自治体施策に業者の声を反映するよう求めます。条例上の支援団体に民商・県連を認定し、審議会などに委員を選出するよう働きかけます。

中小業者の苦難に心を寄せ、「つぶされてたまるか」と励まし合って、切実な要求をくみ上げる相談活動を広げました。インボイス中止・延期を求め「会」と連携したたたかいかいによって政府を追い込み、各種軽減措置を創設させました。税務相談停止命令制度や「マ

るよう働きかけます。仕事おこしや顧客拡大につながら、災害や温暖化対策に役立つ、住宅・商店・工場へのリフォーム助成を求めます。個店や商店街、地域業者を応援する施策提案を強めます。地元商店の売り上げを奪い、キャンセル依存症を広げるカシノ・IRの開業に反対します。被災地では、住民生活と生業を第一にした再建・復興対策が取られるよう、国・自治体に迫ります。

能登半島地震では、志賀原発の施設内でも揺れが想定を越え、炉心冷却用の外部電源を一部喪失するなど、原発は安全を保障できないことが再確認されました。原発ゼロの共同を広げます。地域に密着した小規模な再生可能エネルギー生産、簡易で安価な省エネルギー対策など、再エネ・省エネ技術の開発や利活用にも挑戦し、支援強化を求めます。

物価高騰から暮らしと営業を守るため、消費税減税が待たなしで求められます。世界では国連加盟国の63%を超える109の国・地域(3月1日時点)が付加価値税を引き下げて、営業と生活を支えています。日本ではできないはずはありません。事業者にとって、消費税は従業員給与が約7割を占める付加価値に課税されるため、賃上げ努力に水を差し、外注化・労働派遣を促すテコともなっています。それだけに、広範な事業者の賃上げを後押しする消費税減税は、最も有効な景気対策です。

インボイス制度が実施されて初めての確定申告を前に学習を強め、増税に怒りをわかせる

### 三、経営危機打開へ力を合わせ、生きる道開く運動を

### 四、相談活動を旺盛に展開し、税・社会保障の制度是正を

金相談員の育成を進めてきました。登録・未登録に関わらず、納税と実務負担、一方的な値引き要請への丁寧な対応で民商は信頼を高めています。この間の経験を、相談活動の担い手を増やし、日常的な自主計算活動を強める力とします。

1、消費税減税・インボイス廃止を実現し、応能負担の税制を

親企業や取引先によるインボイスの登録勧奨が強まり、小規模事業者の危機意識が高まっています。消費者にも、事業者にも逆進的で、担税力を無視して課税される消費税の矛盾も広範に実感されて、「税制で商売つぶすな」の憤りが広がっています。「消費税減税・インボイス廃止を」の声を広げ、署名と議員要請を強めます。政府への意

強め、増税に怒りをわかせる

見書提出を求めて、地方議会要請に取り組みます。

中小企業の半分という大企業の法人税負担や、年間所得が1億円を超えると所得税負担率が下がる「1億円の壁」など、不公平な税制を正せば消費税を廃止することができます。「納税者の権利宣言」(第5次案)を力に、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を告発し、応能負担の税制実現を国に迫ります。

所得税法第56条廃止の自治体決議をさらに広げ、自家労働を経費と認める税制をめぐり、2、申告納税制度を擁護・発展させ、納税者の権利確立を

政府がデジタル化による国民監視を強め、調査と徴収を強化させているだけに、憲法原則を税制・税務行政に貫く運動が重要になっています。納税者サービスの切り捨てに断固反対します。「自主計算パンフ」や「納税者の権利憲章」(第3次案)を学び、納税者の権利を身につけます。税務行政のあらゆる場面に適正手続きを貫き、主権者自らが税金を確定する申告納税制度を擁護・発展させるよう国・自治体に迫ります。

脱税や不正還付の指南を罰する税務相談停止命令制度は、民商の自主申告とは無縁です。「納付すべき税額が、納税者のする申告により確定する」という申

告納税制度の本旨を生かし、自主計算・自主申告の活動を組織的に進めます。所得税だけではなく、小法人対策をはじめ、e-Taxや電子帳簿保存法の問題点を学び合い、多様化する税金要求に対応できる役員・会員を増やします。

弱者に重い不公平な税制と弱きをくじく不正な税務行政を告発し、税制や税金の集め方と使い道の是正を求めて広範な納税者が声を上げる3・13重税反

対全国統一行動の重要性が増しています。e-Taxを利用する法人が91%、個人が65%を超える中、「集団申告」に留まらない運動の意義を伝え、統一行動を発展させます。倉敷民商弾圧事件・瀬屋裁判の勝利に向けた支援を強め、自主申告運動への権力的介入をはね返します。

国民の同意も、個人情報保護の手立ても欠いたまま、マイナンバーカードのひも付け対象を健康保険証や免許証、銀行口座などに、無限定に広げられること許されません。プライバシー権や個人情報の収集・分析を規制する自己情報コントロール権を

3、命と健康を脅かす社会保障解体を許さず、格差是正を

コロナ禍は、弱体化させられてきた医療体制の実態を浮き彫りにしました。国保料・税や社会保険料の負担が増え続けている。受益者負担を強調し、国費の投入を抑えてきた国の責任は重大です。応能負担の

仕組みに改めて所得再分配機能を高めることが重要です。社会保障の改善に断固反対し、医療・介護をはじめ、保健所機能の強化や感染症対策の拡充を国に迫ります。

全商連の「国保提言」を活用し、制度改革を求める共同を広げ、国保料・税の軽減策を自治体に求めます。国庫補助1兆円で平等割と均等割を廃止できることなどを示し、自治体から国へ働き掛けるよう提案します。

分散会では、民商の多彩な活動が報告されました



分散会では、民商の多彩な活動が報告されました

赤字でも負担を強いられる社会保険料の負担軽減と減免制度の創設、年金給付の引き上げと最低保障年金の創設を国に要求します。

ロシアやイスラエルによる国際法違反の侵攻を機に、平和の国際秩序を求める世論と運動が世界で強まっています。紛争の平和的解決をめざす地域協力の流れをアジア・太平洋地域に広げる努力も前進しています。憲法9条を持つ日本こそ、紛争を戦争にさせない外交を進め、平和の国際秩序を実現させる先頭に立つべきです。

岸田政権が進める大軍拡や自衛隊基地の強靱化に地域から反対の声を上げてきました。新たに呼び掛けられた「大軍拡・増税NO!連絡会」に合流し、共同行動を支えてきました。

辺野古新基地建設阻止、オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖撤去、県内移設断念を求めた「建白書」の実現をめざす「オール沖縄」のたたかいを支援してきました。国が提出した辺野古新基地建設の設計変更を県に代わって承認する「代執行」に反対し、暴挙を重ねる政府に抗議の声を突き付けてきました

世界で最悪水準のジェンダーギャップが改善されない原因も家父長制を礼賛し、個人の尊厳をないがしろにする自民党政治にあります。金権腐敗にみみれ、国民・中小業者の願いを踏みにじる政治をこれ以上続けさせるわけにはいきません。

「平和・民主主義・生活向上」の「三つの共同目標」を掲げ、

地域での共闘の架け橋となつている革新懇の運動発展に貢献します。

国・地方の選挙戦を通じて政治の転換をめざします。中小業者の要求を掲げ、商売と政治の関わりを明らかにしつつ、市民と野党の共同候補を勝利させてきた経験に学び、共闘の再構築に力を合わせます。次の総選挙では、自民党政治を終わらせる立場を貫き、切実な要求を掲げてたたかいます。

2、軍事基地の強化に反対し、核兵器全面禁止を

大軍拡・大増税や敵基地攻撃の根拠となる「安保3文書」「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の閣議決定を撤回するよう政府に迫ります。敵基地攻撃を想定した米軍・自衛隊の基地の強靱化に反対します。

世界一危険な普天間基地は移設合意から28年間、1ミリも動かないままです。国民平和大行進と原水爆禁止世界大会への参加を強め、核兵器廃絶の意義を学び、運動の継承を進めます。

「平和・民主主義・生活向上」の「三つの共同目標」を掲げ、

### 五、憲法を守り、平和・民主主義の擁護・発展を

「平和でこそ商売繁盛」と平和行進、原水爆禁止世界大会、3・1ピキニデー、平和大会など共闘に貢献してきました。

1、改憲に反対し、自民党政治に終止符を

岸田首相が今年9月の総裁任期までに改憲すると公言し、維新の会、国民民主党が改憲論議をおおる事態です。平和を維持する力となつている憲法9条の改悪を阻止し、戦争する国づくりをやめさせます。全商連の「戦後70年・恒久平和を求める見解」を学び合い、運動の力にします。

世界で最悪水準のジェンダーギャップが改善されない原因も家父長制を礼賛し、個人の尊厳をないがしろにする自民党政治にあります。金権腐敗にみみれ、国民・中小業者の願いを踏みにじる政治をこれ以上続けさせるわけにはいきません。

「平和・民主主義・生活向上」の「三つの共同目標」を掲げ、

地域での共闘の架け橋となつて

いる革新懇の運動発展に貢献します。

国・地方の選挙戦を通じて政治の転換をめざします。中小業者の要求を掲げ、商売と政治の関わりを明らかにしつつ、市民と野党の共同候補を勝利させてきた経験に学び、共闘の再構築に力を合わせます。次の総選挙では、自民党政治を終わらせる立場を貫き、切実な要求を掲げてたたかいます。

2、軍事基地の強化に反対し、核兵器全面禁止を

大軍拡・大増税や敵基地攻撃の根拠となる「安保3文書」「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」の閣議決定を撤回するよう政府に迫ります。敵基地攻撃を想定した米軍・自衛隊の基地の強靱化に反対します。

世界一危険な普天間基地は移設合意から28年間、1ミリも動かないままです。国民平和大行進と原水爆禁止世界大会への参加を強め、核兵器廃絶の意義を学び、運動の継承を進めます。

### 六、活動の原点を生かす 民商・全商連の建設を

創立70周年を新たな出発点として、「世直し・人助けの民商を大きく」を合言葉に、運動と組織の前進に力を合わせてきました。

コロナ禍以降の活動参加の弱まりを克服するため、機関会議の充実や班・支部活動の再開、多彩な学習相談を広げ、「減ら

さず増やす」持続拡大を推進してきました。しかし第55回総会以降、読者や会員の拡大が落ち込み、後退傾向を脱していません。民商の存在意義を示し、「中小業者運動のナショナルセンター」の役割を果たすことが求められます。「集まって、話し合

い、相談し、助け合って、営業

と生活を守る」という活動の原点を生かした組織建設に力を注ぎます。

「拡大ゼロをゼロに」と拡大リレーや拡大駆伝、拡大競争で励まし合ってきました。紙媒体の宣伝・対話とホームページ(H P)やSNSの活用を組み合わせて民商との出会いを広げ、読者前面の拡大に生かしてきました。助け合い相談を強め、記帳を要求運動として民商の魅力を高めてきました。こうした新たな前進への足掛かりを確信に、連合会組織の優位性を発揮してスケール大きく仲間を増やす運動を展開します。

「基本方向」をよりどころに「増やしてこそ民商」の気概を高めます。民商と県連で「地域にどんな民商をつくるのか」を深め合う機会を持ち、「あるべき姿」を探求します。

1、会員対話を強め、民商の存在意義を示す持続拡大を

「誰一人取り残さない」「困った時には力になる」と奮闘してきました。仲間を増やして、商工新聞で運動の理解者を広げれば大勢の仲間の喜びとなり、中小業者を正当に評価する社会への展望を開くこともできます。

署名の趣旨と要求に学び、商工新聞の紙面を通じて運動への意欲を湧かせ、「右手に署名、左手に商工新聞」で打って出ます。情勢と運動の焦点を知らせ

るHPの閲覧が広がり、SNSやラジオでの発信も広く受け止められることで、全商連への資料請求と、商工新聞の購読や入会希望につながっています。紙媒体とHP・SNSを組み合わせて民商運動の魅力が「目に見え、耳に届き、口コミやSNSで話題となる」多彩な宣伝と対話を強めます。

全国の経験則で、会勢を前進の軌道に乗せるには毎月、会員比で2%の商工新聞読者と1%の会員の拡大が求められます。「減らさず増やす」持続拡大を一部の民商と支部で担うのではなく、全ての民商が日常の体質とします。

23年の1年間で、全国の約6割の民商にとどまる「毎月の読者拡大(年間12人の読者単純拡大)」に留意して底上げを図り、全ての民商が達成できるよう県連の指導・援助を強めます。読者前面の拡大と「読者から入会」の取り組みを不断に追求します。節目ある拡大目標を決め、工夫した行動計画に基づいて、大勢の仲間実践に踏み出し、検証を重ね活動改善を進めます。

2、要の相談活動に磨きをかけ、運動の継承・発展を

助け合い相談が危機打開の要であり、運動の生命線です。記帳を要求運動とし知恵と力を集めて、さまざまな問題の解決や制度の活用と改善の力にしま

す。

道理に合った全ての要求を取り上げ、実現できるよう、相談活動の担い手を増やして磨きをかけます。危機打開の運動から前進面を学び、業種別・問題別対策も系統的に強めて成果・実績を広く知らせます。消費税・インボイスへの怒りを組織し、世論と運動で政治の流れを変える力を高めます。

地震や台風などによる被災も頻発しています。日常的に助け合い相談を強めておくことで、いざという時には被災地の会員や読者、地域住民を助け激励して、実態把握から暮らしと生業の再建を国・自治体へ迫れるようになります。

商売交流や情報技術への対応も視野に入れて、運動の代代的な継承を強めます。事業承継の際に「世代間交流」と適切な助言を強め、起業の際にも総合的

な助け合い相談の魅力を伝えま

す。

経営意欲の高い若手と数十年の業者人生を持つベテランが「商売・人生・民商」を語り合う機会を増やします。スマホ操作やウェブ媒体の活用・販促などにも手慣れた若手に広く呼び掛けて講習会・説明会を開き、商売と運動に役立てます。「民商・全商連の70年」史から多彩な政策提案にも学び、権利主張の根拠を明らかにして経済の民主化や取引の改善、権力の横暴

3、商工新聞を不断に活用し、学習・教育活動の充実を

商工新聞を中心に役立つ情報を届け、運動推進の力にしました。被災して心が折れそうな時も、徴税権力や大企業の横暴に直面した時も、商工新聞の紙面から困難突破に頑張る仲間

商工新聞中心の活動で、地域と全国を結び、運動、組織、財政を統一的に前進させます。よく読み、紙面紹介で全国の英知を学び、読者を増やして運動を組織します。

増勢などをめざして奮闘した組織が表彰され、表彰状を受け取る組織の代表者



配達や集金への会員参加を系統的に呼び掛けます。読者に民商

の催しを知らせ、署名への協力や購読対象者の紹介を依頼します。通信・ニュースを全商連に送って紙面を豊かにします。

改定された「制度学習大綱」を生かし、「運動しつつ学び、学びつつ運動する」取り組みとして、民商や県連で年間の学習計画を持ちます。幹部学校を開き、情勢と第56回総会方針、私たちの要求への理解を深め実践に踏み出します。支部役員学習会の充実で、班長・支部役員と機関役員の信頼関係を高めま

4、班・支部と機関の連携で、会員を運動の主人公に

会員同士の結び付きを取り戻し、情報を持ち寄って助け合いを強めるために班・支部活動の強化が欠かせません。全国的に民商や支部を再編する中での活動推進や徴税権力に仲間の立ち会いで襟を正させる取り組み、新会員の歓迎と結んだ支部役員

班・支部を通じて会員に目を配り、悩みや問題の解決に知恵

と力を集めます。班長や支部役員が民商運動を語る機会を設けることで、民商の三役や常任理事などの担い手を増やす力を高めます。

民商の機関会議では、討論の時間を確保し内容を充実させることが求められます。情勢や相談活動の自身を知らせる討議資料などを事前に届け、問題意識を持った参加を増やします。会長と事務局長あるいは三役会で、運動・組織の前進への実践に踏み出す意欲を湧かせるため、事前の相談を強めます。情勢の変化に対応し行動が立ち遅れないよう、全ての民商が機関会議を中心にした月サイクルの活動を確立します。

規約を尊重し、会員の総意を結集する組織運営に力を合わせます。支部と機関の役員が協力し、班・支部への会員の所属と活動参加を系統的に働き掛けます。新会員には入会理由となつた要求だけでなく、総合的な魅力や支部役員の存在、会員の権利・義務を丁寧に伝えます。

「民商・全商連の財政活動を強めるために」を役員会と事務局で学ぶ機会を設け、「5点改善」を強めます。

5、全会員参加をめざして「あるべき姿」の探求を

民商は独自の規約を持ち、担当地域を中心に活動しています。結ぶことで国政をも動かす統

一した力を発揮しています。

民商には、会員の総意を結集し、運動体にはふさわしい財政を確立して、機関役員会と会員、事務局員の団結を強めることが求められます。同時に、全会員参加の運動推進には商工新聞中心の活動と班・支部建設が不可欠です。

多くの県連で民商の再編を検討せざるを得ない状況も生まれています。民商の存在意義を確認し、専門部を含む役員の適切な任務分担を進め、班・支部の再建に力を注ぎます。役員と事務局員がともに組織者となるよう学習・情報交換の機会を設けます。

全ての組織が経済センサス21年調査結果に基づき、対象比10%を組織する読者前面の拡大に挑戦します。10%以上の読者や会員を持つ組織は、多数派結集で全国をけん引する拡大をめざします。全商連は第55回総会時現勢を26年3月末までに取り戻す構えで、読者20万人、会員16万人の突破に挑戦します。

民商や県連で、新たな前進をめざす「成長・発展目標」を確立します。①署名と商工新聞で運動を組織する、②相談活動を強め担い手を増やす、③自主計算活動を広げ、小法人対策を持つ、④商工新聞中心の活動と班・支部建設を強める、⑤共済会・婦人部・青年部を支援し、総合力を向上させる、ようにします。

民商・全商連の前進を好まない勢力によるSNSなどでの卑劣な民商攻撃も続いています。道理を見失うことなく団結を宝とし、地域と全国を統一した運

### 七、全会員参加の共済運動

全商連共済会はコロナ禍で発揮された助け合いを通じて、自主共済の強みを生かし、命と健康を守る活動を推進してきました。社会保障が切り捨てられ、医療、介護が厳しさを増す中、中小業者の健康実態を告発し、その改善を求めてきました。こうした運動は共済会の意義と魅力を高めています。

全商連共済会は「より民商らしい共済」をめぐり、会員加入率は念願の80%を超えました。安定的に8割を超えるよう運動を強め、加入者を増やします。会員加入率80%以下の組織への指導・援助を強め、

### 八、業者婦人が輝く社会に

婦人部は「全国業者婦人の実態調査」結果を活用し、業者婦人の実態と要求を国・自治体に伝え施策拡充を求めてきました。リアル開催した第18回全国業者婦人決起集会では、「インボイス中止」「所得税法56条廃止」を掲げ、議員要請や活動交流など多彩に展開しました。民

商婦人部の記帳学習会が、日常的に経営実態を数字でつかむ自主計算活動を進める力になり、集まって話し合うことで連帯感を深めています。56条廃止に向けた粘り強い請願運動では「働き方を認めないのは人権問題」との理解を深めています。

業者婦人の要求実現と地位向上をめざしてきた全婦協は、12月2日に結成50年を迎えます。民商運動を地域で支え豊かにし

会員入会時の共済同時加入と配偶者加入を進めます。班に共済係、支部に共済役員をつくり、「目くばり、気くばり、心くばり」で命と健康を守り合います。

損害保険の不正請求など保険業界を揺るがす事態も起き、政府による不当な干渉など、保険業法をめぐる動きは予断を許しません。自主共済を变质・解体する狙いを許さず、団体自治を高め、助け合いの共済会を守り発展させます。

ている民商婦人部が、商売発展に向けた交流の場を増やせるよう支援を強めます。国保の傷病・出産手当を強制給付とするよう、婦人部と力を合わせ、自治体に迫ります。

新規開業者に占める女性の割合は年々増加しており、「地域や社会が必要とする事業だから」が開業動機の上位になっています。地域経済の再生に、業者婦人が力を発揮できる方向をめざします。

国が男女間の社会的平等を進めれば、教育・健康面の改善や1人当たり所得の増加、経済成長の加速、国際競争力の強化などにつながる指摘されています。男性の75%程度となっている女性の賃金格差やジェンダーギャップ解消のたたかきに連帯

### 九、業者青年に魅力ある民商づくり

6年ぶりに実施した「全国業者青年実態調査2023」は、業者青年が事業や家業を維持・発展させるために高い向上心を持ち努力していることや依然として厳しい経営環境に置かれて

いることを明らかにしました。寄せられた切実な要求をもとに、国・自治体に施策拡充を求める要請に青年部が踏み出せるよう支援します。

2024年10月に開催する、第17回全国業者青年交流会は、経営発展、税金、ビジネスマナーなど多彩なテーマで同世代が学び、交流し、全国の仲間とつながりをつくる絶好の機会です。交流会に向けた「プレ企画」を援助します。

地域社会にとって若い事業者は地域ネットワークの要です。自治体の事業者支援施策の充実、事業者数の増加とも比例しています。時代や社会構造が変化し、多様な情報があふれる中

を分析し、活動改善を援助します。全民商に会員比6割以上の婦人部をつくり、運動の継承・発展に力を合わせます。

だからこそ、多くの業者青年が信頼できる相談先を求めています。民商・全商連の運動と理念を多くの業者青年に見えよう、政策提案活動を進め、民商役員と青年部が懇談・相談する機会を増やします。

全青協は大軍拡・戦争準備に反対する青年共闘で役割を發揮しています。平和と民主主義を壊してきた自民党政治を許さない運動を各地で広げ、声を上げる青年を支援します。

多彩な取り組みを部員拡大に結び付け、青年部・県青協の結成・再建を支援し、入会と同時に青年部への入部を働き掛けます。早期に1万人回復をめざします。

2025年の全青協50周年を展望し、青年対策部を確立・充実させ、開業支援をはじめ、法人成りの相談や事業継承を応援し、業者青年に魅力ある民商建設に向けた対策を強めます。

まで広げた統一行動や拡大リレー、小規模民商への激励行動が取り組まれ、幹部学校や支部役員学習会の充実へ県連の努力が続いています。

双方向・循環型の活動として民商の自立した運営を基礎にしながら、県連への結集を強め、全商連方針に団結してこそ展望が開かれます。また、47都道府県連が足並みをそろえることで、民商・全商連は「中小業者運動のナショナルセンター」として役割を發揮できます。

拡大推進委員会が確立できているのは2割強にとどまっています。全ての県連に拡大推進委

### 十一、結びに

全商連は創立73年を迎えます。創立の精神を継承・発展させるとともに、時代の変化に対応した運動と組織づくりが求められています。

中小業者が輝く時代とするために、社会の要請に応え、その役割を發揮し、中小業者の社会的・経済的地位の向上に力を合わせましょう。



が笑みながら発言を聞いて、全商連の代表者らによる討論会

員会を確立し、拡大に意欲をわかせるよう、パンフ「仲間が増えて、みんな笑顔」に学び、指導・援助を強めていきます。

月末現勢や運動週報で全国集約を行う意味を正しく伝えて、要求運動と組織建設を一体的に推進します。機関会議の充実と団結の強化を図ります。

県連として、民商間の相互信頼を高めて進んだ活動の教訓を広げ、全商連方針・決定を具体化します。県規模での運動を組織し、政令指定都市対策でも援助を強めます。民商とともに支部役員の育成を援助し、班・支部のない空白地域を減らし自覚的な取り組みが広がるよう計画的に進めます。

全商連とともに、事務局員の交流会や学校の機会を生かして、力量が高まるよう活動を交し、小規模民商での討議や学習を援助します。民商の事務局員が班・支部づくりにも力を發揮できるよう援助を強めます。

# 第56回 定期総会

## 私たちの要求

### 憲法を生かし、中小業者の経営振興と持続可能な社会をめざす基本要

1、日本国憲法の理念を堅持・徹底し、国民が主人公の国づくりを進めること。

ながる政策をやめ、持続可能な社会を構築し、地域循環型の経済を確立すること。

戦争につながる憲法違反の法律や閣議決定を廃止し、戦争する国づくりをやめること。立憲主義を回復し、憲法改悪につながるあらゆる策動を直ちにやめ、憲法の平和的・民主的条項を完全実施すること。特定秘密保護法、共謀罪を撤廃すること。

多国籍大企業を優遇する経済連携協定の拡大や規制緩和など、日本市場の開放を要求するあらゆる圧力に屈することなく、経済主権を守ること。

憲法9条の国際的な先駆性を生かし、国際協調と市民社会の連帯を重視した平和外交を徹底すること。個人の尊厳を守り、格差是正、気候危機の打開、ジェンダー平等の社会を築くこと。デジタル化による監視社会づくりをやめること。

中小業者の賃上げを可能にする直接支援を実施するとともに、適正単価と公正な取引ルールを確立すること。小規模企業振興基本法を踏まえ、すべての自治体で、大企業の社会的責任を明確にした中小企業・小規模企業振興基本条例や循環型経済をめざす地域経済振興条例を制定し、条例に基づく施策を具体化する。

小選挙区制を廃止し、一票の格差是正と民意を正しく反映する選挙制度を実施すること。企業団体献金や政治資金集めパーティーを全面禁止し、金権腐敗政治の根を断つこと。学問の自由や大学自治への介入をやめること。

日本版・小企業憲章(案)の提案を生かし、小企業・家族経営の役割に対する正当な評価を社会に広げ、小企業・家族経営の新規開業や事業承継への支援策を具体化し推進すること。農林水産業と中小商工業の連携を

強めること。官公需での地元優先、分離分割発注を徹底し、制度融資の改善・拡充を図ること。従業者の処遇改善と適正単価を保証する公契約法・条例を制定すること。地方創生臨時交付金を拡充すること。

4、国は、社会保障向上・増進への義務を果たすこと。社会保障の解体と市場化を狙う「全世代型社会保障」改革を中止し、現在と将来に安心と希望が持てる社会保障制度を確立すること。公的医療の破壊・解体を直ちに中止し、医療従事者数や病床数を増やし、保健所の体制を拡充するとともに、新たなウイルス感染症への備えを強化すること。

6、災害の復旧・復興は、被災者の暮らしを最優先にすること。

7、原発や火力発電を縮小・廃止し、エネルギー政策を転換すること。

8、日米安保条約を廃棄し、米軍基地をなくすこと。

特定の大企業を支援する優遇措置をやめること。地域経済や国民の生活と健康に重大な影響を及ぼすカジノはつくらないこと。IR(カジノを含む統合型リゾート)の建設を推進・整備する法律を廃止すること。大阪万博を中止すること。

3、税制に「生活費非課税・応能負担」の原則を貫くこと。富裕層・大企業に応分の負担を求めること。所得税・法人税を基幹税とすること。消費税とインボイス制度を廃止すること。「納税者権利憲章」を制定すること。税務行政のあらゆる局面で適正手続きを保障すること。税務行政のデジタル化への対応を強要しないこと。申告納税制度を擁護・発展させること。税理士法を改正し、無償で行う税金に関する相談活動は自由に行えるようにすること。税務相談停止命令制度を廃止し、自主申告運動への介入をやめること。

5、地方自治の本旨を守り、住民が主人公の地方自治を実現すること。

市町村を合併・消滅に追い込み、地域格差を拡大する「自治体戦略2040構想」や道州制の導入、都構想はやめること。

6、経営再建をめざす中小業者への直接支援を強化すること。やむを得ない事情により政府・行政が休業や自粛を要請する場合は、影響を受けるすべての中小業者に必要十分な補償を行うこと。直接支援や補償は簡単・簡潔な申請で速やかに給付し、非課税とすること。不支給に対する再審査や不服申し立てなど救済策を実施すること。

1、急激な経済変動や大規模災害から中小業者の経営を守る施策の拡充を

④経営維持のための債権放棄や棚上げを含む柔軟な金融支援を行い、小規模事業者にも使いやすい資本性融資を実施する

新自由主義による貧困・格差の拡大、社会保障の削減と自己責任の強要、中小企業淘汰につ

「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の上限額を600万円以上に引き上げ、一部損壊や店舗・工場も対象にする

①経営再建を後押しする補助金の創設、税・社会保険料の減免をはじめ固定費などへの直接補助を実施する

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

③経済危機時に実施する緊急融資は、完全無利子・無担保とし、積極的な資金供給に努める

⑤輸入木材や建材等の価格変動による影響を受注価格に転嫁できなくなるようにする

⑥休業要請等に伴って支給される給付金等は非課税とする。すでに納税された場合は遡及して還付する

責任の強要、中小企業淘汰につ

①「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の上限額を600万円以上に引き上げ、一部損壊や店舗・工場も対象にする

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

③経済危機時に実施する緊急融資は、完全無利子・無担保とし、積極的な資金供給に努める

⑤輸入木材や建材等の価格変動による影響を受注価格に転嫁できなくなるようにする

⑥休業要請等に伴って支給される給付金等は非課税とする。すでに納税された場合は遡及して還付する

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

責任の強要、中小企業淘汰につ

①「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の上限額を600万円以上に引き上げ、一部損壊や店舗・工場も対象にする

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

③経済危機時に実施する緊急融資は、完全無利子・無担保とし、積極的な資金供給に努める

⑤輸入木材や建材等の価格変動による影響を受注価格に転嫁できなくなるようにする

⑥休業要請等に伴って支給される給付金等は非課税とする。すでに納税された場合は遡及して還付する

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

責任の強要、中小企業淘汰につ

①「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の上限額を600万円以上に引き上げ、一部損壊や店舗・工場も対象にする

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

③経済危機時に実施する緊急融資は、完全無利子・無担保とし、積極的な資金供給に努める

⑤輸入木材や建材等の価格変動による影響を受注価格に転嫁できなくなるようにする

⑥休業要請等に伴って支給される給付金等は非課税とする。すでに納税された場合は遡及して還付する

②燃油の安定供給を図るとともに、急激な価格上昇を抑える対策を実施する

②店舗・工場など事業用資産の再建を後押しする直接補助を抜本的に拡充する。補助金の返還については、減額・免除を認めると被災業者の実態に即した柔軟な運用を可能にする

③災害救助法を改正し、プライバシーに配慮した避難所運営を行う。罹災証明の発行を迅速化し、住宅応急修理制度の拡充で被災者負担をなくす。食品供与額を引き上げ、被災者に十分な食料が届くようにする。応急仮設住宅を地域の気候風土に適合させるため、地元建設業者の活用を図る。仮設住宅の供与期間は被災者が望む限り延長する

④浪費型工事などに偏った国土強靱化法は見直し、自治体主体の復興支援策に改める。地元業者を活用し、公共施設の老朽化対策や上下水道など社会資本の維持・改善を進める

⑤国・自治体は災害に備え、地域の中小企業者が参加する地域防災・減災計画を確立するインフラの復旧に必要な重機やオペレーター、人員の確保を平時から計画的に進める

⑥消防力の拡充や避難設備の改善、監視・観測体制を強化し、危険箇所や河川等の整備をすすめる

⑦期限を区切って被災者を仮設・復興住宅から追い出す措置をやめる

⑧インフラ整備、復興公営住宅建設など災害からの復興関連事業を地元中小業者へ発注し、生

業の再建と被災住民への雇用につなげる

⑨耐震診断助成を地元中小企業優先で実施し、災害時の避難場所の耐震補強を国の責任で直ちに行う

(3) 被災業者への金融支援を抜本的に強めること

①被災中小業者が抱える既往債務を凍結する

②返済凍結や債務免除、積極的な新規融資など金融機関の役割発揮を促す

③被災中小業者を不良債権扱いしない対応を徹底し、再建融資は無利子・無担保で行う

④「二重債務問題」解消のための産業復興機構、産業復興相談センターの連携を強め、ワンストップで迅速な問題解決を図る

⑤「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則)を適用し、事業再建を支援する

(4) 被災者の負担軽減を図り、健康と生活の保障を徹底すること

①被災者が受ける雑損控除に関して、煩雑で範囲の狭い被害額算出の簡便法を見直し、被災者が算定した概算額を認める。

②滞納処分を控え、被災の程度や資金状況だけでなく被災者の心情にも配慮した納税緩和を進める。国費助成による社会保険料の減免を実施する

③応負担原則により被災地の復興、被災者の生活再建に資す

る予算を拡充し、軍備拡大に流用される復興特別所得税は廃止する。

④医療費一部負担金は免除する。国の責任で医療機関や介護施設を支援してその経営安定を図り、国民の受療権や介護を受ける権利を保障する

⑤大規模災害で休業、失業を余儀なくされている場合に、財産調査なしに緊急に生活保護の給付を行う

2、循環型経済を支える中小業者の仕事確保・顧客拡大と承継への支援を

(1) ものづくり技術の発展・継承、再生可能エネルギー活用への支援を強める

①町工場の単価・工賃水準を調査し、持続可能な経営を展望できる水準まで引き上げる。工場の家賃や機械リース代の補てん、休業補償や雇用維持への支援を強める

②町工場に蓄積された技術を守り、継承する人材育成を援助する

③ものづくり補助金や小規模事業者持続化補助金を恒久的で使い勝手の良い制度とし、予算も含めて整備・拡充を図る

④取引先の閉鎖・縮小、産業構造の転換、市民要求や国・自治体の政策などによる経営環境の変化に対応する中小業者への支援を強化する

⑤住工混在問題の対策を確立する



6年ぶりに開催された機関紙コンクールの入賞作品に目を通す参加者

⑥工場・設備の省エネ化や電源・熱源転換への助成制度を抜本的に拡充する

⑦伝統産業や地域産業に対する振興事業を拡充し、歴史、文化、特性ある産業育成と事業承継への支援に努める

(2) 営業の自由を守り、小売・サービス・料飲業への経営支援を強めること

①商店街の魅力を高めるため、商圏内の消費者意識調査を支援する

②大型店・デベロッパの身勝手な許さず、地域の商店街・中小商店の経営継続に配慮した住民中心の「まちづくり」ルールを確立し、空き店舗と空き地の活用を促進する

③宅配サービスや高齢者向け事業など新たなサービス展開、料飲オリエンテーリング、「まちゼミ」などの共同イベントへの助成制度を確立する

④卸売市場の公共的機能を守り、中小卸売業の品ぞろえや物流、商品企画・開発を支援する

⑤風俗営業適正化法(風営法)の悪用をやめ、「夜の社交場」としての料飲業者の営業の自由を保障する

⑥新規開業やフリーランスを支援する融資や税制上の支援策を拡充する

(3) 環境保全やインフラを支える建設・土木工事への経営支援を強めること

①「商店・店舗・工場リニューアル助成制度」を創設する

②「小規模修繕契約希望者登録制度」を実施・拡充し地元業者の仕事を増やす

③「住宅リフォーム助成制度」を創設・継続し、補助金の支給や申請手続きの簡素化を図る

④地域の防災協定を充実させ、重機や除雪機などの所有や保管、修理に対する助成を強める

⑤住生活基本法や社会資本整備総合交付金を積極的に活用し、地元建設業が地域防災を請け負う体制を維持できる仕事量確保する。自治体は後継者育成に力を入れる

⑥各種制度の活用にあたっては税金完納を参加資格要件から削除する

⑦中古住宅市場の拡充など空き家対策等の強化を図る

⑧社会保険の加入を建設業許可の要件にしない

(4) 中小業者支援の官公需政策を抜本的に拡充すること

①中小企業向け発注目標額を着実に達成し、中小企業の受注分野への大企業の参入を規制する

②随意契約の範囲拡大について自治体の判断を国は尊重する

③「担い手3法」(公共工物品質確保促進法・建設業法・公共工事入札契約適正化法)を踏まえ、受注者が「適正な利潤」を確保できるよう発注者は適正な予定価格の積算に努める。「歩切りの根絶」をはかり、公共工事の担い手の確保を図る

④入札最低価格を適正な利潤を

確保できるものにし、「ピンハネ」やダンピングを防止する

⑤発注者責任を明確にし、工事代金や賃金の未払いを防ぐ。下請け代金は現金払いを基本とし、手形払いの短縮に努める

⑥下請業者に法定福利費がゆきわたる環境整備をすすめる、社会保険料負担を軽減する

(5) 公共事業を地元優先・環境保全重視にすること

①指定管理者の議会への事業報告を義務付け、事業者選定で地域中小企業の採用優先枠を設定する

②公共施設や住宅の修繕で、地元産木材、瓦などの利用や地元工務店・大工への発注を奨励する

③省エネ・断熱の取り組みを前進させる民間住宅への補助制度を創設・拡充する

④国と原因企業の費用負担でアスベスト被害救済、危険物の撤去・回収・廃棄を行う。「建設アスベスト給付金法」の認定基準を拡大し、救済補償額を引き上げ、労災未加入で作業に携わった中小業者・一人親方にも労災並みの認定と補償を行う。アスベストを含む建造物の解体は、国の責任で補助する

3、中小業者と地域経済に貢献する金融制度を

(1) 地域経済振興と資金繰りの円滑化を図ること

①日本版・地域再投資法を制定する

②税金滞納や過去の事故・免責、親族の債務、赤字決算などがあることも融資への道を閉ざさずに親身な相談に応じる

③金融機関は事業者への円滑な資金供給に努める。貸し付け条件の緩和や追加融資、借り換えに柔軟に応じる。「事業性評価融資」では、どうすれば融資が可能かを具体的かつ積極的に助言し、コンサルタントとしての役割を發揮する

④カードローンなど高利のプロパー融資を優先せず、小規模事業者向けの保証および、創業関連保証を積極的に活用する

⑤株式会社日本政策金融公庫は利益追求ではなく、中小業者支援での公的金融の役割を果たし、事業者への円滑な資金の供給と貸し付け条件を緩和する。謝絶を避け、融資実現を徹底して支援するよう対応を改める

⑥公的金融を縮小するあらゆる策動をやめ、役割發揮を強める

⑦クレジットやキャッシュレス決済にかかる手数料負担を引き下げる

の小規模事業者への適用を進め、担保や人的保証に依存しない融資慣行の普及に努める。積極的に融資を実現するよう伴走型支援の在り方を改善する

④中小業者向け融資制度から税金完納要件を廃止することも業種、年齢、性別、経歴年数による差別をやめる

(3) 無担保・無保証人融資制度を創設・拡充すること

①「資金繰り円滑化借換保証融資」制度を自治体で創設する。融資の一本化、利子・保証料補給、借入期間の延長を可能にする制度を実施する

②特別小口保険(無担保・無保証人融資制度)を全額保証に戻す。同保険の要件を緩和し、他の保険利用も併用できるように改善する。保証限度額の拡充を積極的な資金供給に生かす

③開業融資は自己資金要件を緩和する

(4) 「責任共有制度」の拡大をやめ、全額保証に戻すなど信用補完制度を充実させる

④保証協会と金融機関が連携を強め、経営支援にあたる

⑤自治体独自の損失補償施策を尊重し普及する

⑥保証協会への出資金などを増額し、財政基盤の安定を図る

⑦財務・会計基準に応じた保証料率での差別は撤回する

⑧債権放棄による経営再生をめぐす「制度融資損失補償制度」を確立する

⑨保証協会の相談・コンサルティング機能を強化し、あつせん融資を広げる

(5) 多重債務救済の支援を拡充し、整理回収機構(RCC)は強引な債権回収をやめること

①資金業法および利息制限法の上限金利を引き下げる

②利息制限法4条の賠償額予定制限を引き下げ、遅延損害金を名目にした高金利をなくす

③金融機関は「カードローン」など高利商品の販売やサラ金との提携や出資をやめる。大手不動産会社と連携した「サブリース」など借り手の利益を顧みない貸し付けをやめる

④サービサー法を改正し、売却価格の開示や回収上限の設定、連帯保証人への回収禁止を義務付ける

4、公正な取引ルール確立と業種・問題別対策を

(1) 製造業等の取引で、大企業

等防止法、下請中小企業振興法)を厳格に運用するため、下請検査官を増員し、立ち入り検査を強化する

②下請2法における元請けと下請けの関係基準について取引実態を踏まえ改正する

③合理性のないコスト削減の要求は「公正な取引方法」として規制するとともに、「優越的な地位の乱用」として積極的に取り締まる

④書面保存期間を5年に延長し、未払い代金や減額代金の返金で原状回復と被害救済を図る

⑤違反企業への課徴金などの罰則を強化するとともに、被害救済の違反金制度(被害額の3倍等)を創設する

⑥「セーフガード」(緊急輸入制限)の発動で、地場産地を守る

⑦大企業の海外生産と国内製造業の知財流出を規制し、産業空洞化に歯止めをかける

(2) 建設工事の下請けや労働者の「適正な利潤」を保障すること

①事故があつた場合は発注者と元請けの責任で未払い代金や賃金が支払われる仕組みとする

②未払い代金の立替払いを拒否する元請け建設業者に対して建設業法に基づく勧告を徹底して行う

③「公共工事設計労務単価」(2省協定賃金)の策定方法を見直し、熟練労働者の標準生計費を基準に当該地域の同種の職業、

産業労働者の賃金を下回らない)ようにする。「標準労務費」を踏まえた適切な単価や賃金の支払いが確保されるよう措置する。不当に低い請負代金を禁止する

④各発注機関は小規模事業者の受注機会確保に配慮し、設計と業務及び施工の分離発注、工事種別・規模に応じた分割発注に努め、応札者の負担を軽減する

入札手続の簡素化を図る。発注者責任を形骸化させるCM方式(発注者代行制度)をやめる

⑤中小工事への大手の参入を規制する「条件付き」一般競争入札の普及を図る

⑥建設キャリアアップシステムへの未登録や社会保険未加入を口実にした現場からの排除をやめる。キャリアアップシステムへの加入手続きを簡素化し、費用負担を軽減する

(3) 小売・サービスの取引に公正な取引ルールを確立すること

①米、薬、酒などの流通への参入規制緩和を改め、住民生活の利便と健康を守る。ミニマムアクセス米の輸入は廃止する

②食品の安全を確保する中小業者への支援を強める

③理・美容やクリーニングなど生活衛生関連業の資格制度を維持し、国民の安全・衛生を確保する

④書籍、新聞、CDなどの再販制度を守り、出版や音楽の文化を健全に発展させる

⑤音楽文化の健全な発展のため、著作権使用料の徴収での行き過ぎた行為をやめる。小規模事業者の免除規定をもうけ、周知を徹底する

⑥FC加盟店と本部との公正な取引の確立へ、契約内容の禁止事項の明文化、ロイヤルティの適正化などを盛り込んだ「フランチャイズ適正化法」(仮称)を制定する。営業時間の選択や見切り販売の実施などFC加盟店の経営権を確立する。加盟店に不利を押し付けるコンビニ会計を改める

⑦住民の生活環境が守られるよう、違法民泊の取り締まりを強化し、住宅宿泊管理者や住宅宿泊仲業者の指導・監督を徹底する

⑧低運賃・長時間労働を強いられる運送業者、軽貨物事業者の経営改善へ「標準的運賃」に荷待ち・荷役などのサービス対価や下請け発注の際の手数料を盛り込むなど正当な対価が支払われるよう支援する

⑨損害保険代理店への手数料「ポイント制度」を是正させ、一方的な減額をなくす。契約者に最適な商品を提供できるように「乗り合い申請」への不当な拒否をやめる

⑩郵便局・ゆうちょ銀行のサービス切り下げをやめる。郵便物の第3種、第4種の割引制度は維持する

⑪安全に責任を負わない白タク営業に道を開くライドシェアは

撤回する

⑫ネット販売を手掛けるプラットフォームの優越的地位の乱用を規制する

(4) まちと中心市街地の荒廃に歯止めをかけること

①「まちづくり会社」など民間コンサルタントに地方の活性化策を丸投げせず、住民と自治体が主体となる「まちづくり」をめざす。コンパクトシティの名による再開発の押し付けをやめる

②中心市街地や商店街の活性化の計画に支障をきたす大型店の出店は原則禁止する

③小売商業調整特別措置法を活用し、「大規模小売店舗立地法」にある「地域的な需給状況の勘案」の禁止条項(第13条)を廃止する。大型店の深夜営業を規制し、地域住民の安全と健康を守る生活環境を確立する

④商圏が複数の自治体にまたがる大型店について、国・都道府県による規制・調整システムをつくる。大型店の撤退を規制するガイドラインを設ける

⑤社会インフラとなっているガソリンスタンドの経営継続を支援すること。廃業を余儀なくされた際のタンクの撤去費用などを補助する。電気・水素ステーションを設置する中小事業者を支援する

⑥国による公共交通機関の存続・拡充への支援を強める

(5) 大企業の利益を拡大する働かせ方をやめさせ、規

③「経営者保証ガイドライン」

②地域金融機関は中小業者の再生と経営支援、地域貢献を推進し、監督を都道府県に移管する

③危険関連保証の適用期限(原則1年、最大2年)を延長する

②セーフティネット保証を拡充し、5号(不況業種認定)の全額保証と全業種指定を復活させる

③危険関連保証の適用期限(原則1年、最大2年)を延長する

①下請2法(下請代金支払遅延

基準に当該地域の同種の職業、

を健全に発展させる

働かせ方をやめさせ、規



制緩和・特区制度を廃止すること

- ①中小業者、フリーランスに対する優越的地位の乱用をやめさせ、適正単価を保証させる
- ②時間外労働に対する割増賃金の増額や同一労働・同一賃金の実現など働き方改革に対応しようとする中小業者を支援する
- ③構造改革特区は廃止する
- ④住民生活や中小業者の営業を脅かす規制緩和をやめる
- ⑤地域資源を生かす一次産業への支援を強める。種子法の復活、種苗法の存続を図る
- ⑥食料自給率引き上げを放棄する新農業基本法は撤回し、地元農産物と農業を守る農政へ転換し食糧安全保障に責任を持つ

5、原発をなくし、環境保全とエネルギー政策の転換を

- (1) 原発の再稼働、新增設を中止・撤回し、再生可能エネルギーの利活用を推進すること
- ①原発をなくし、再生可能エネルギーの活用を広げる「原発ゼロ基本法」を制定する。廃炉技術を確立し、再生可能エネルギーの利用を促進する条例制定を促す
- ②核燃料サイクルを根絶する。放射性廃棄物の処分場を自治体や地域に押し付けない
- ③風力、地熱、小型水力、太陽光、バイオマス、水素など再生可能エネルギー源の開発と利用を促進する。自然破壊や住民生

活に支障となるメガソーラーなどを規制する

- ④市民向けの再生可能エネルギーの固定価格制度を国の責任で維持・拡充するとともに、省エネ・断熱・熱源転換への設備投資を促進する
- ⑤再生可能エネルギーの出力抑制をやめる。発電設備など電力系統の拡充を図り、小規模発電事業者への支援を強化する
- ⑥東電は破たん処理し、福島原発事故の収束をはかる。汚染水の発生を阻止する抜本的対策を打ちつつ、原発汚染水(A-LP S処理水)の海洋放出は直ちに中止する。「中間指針」見直しの確定判決を踏まえ、営業損害賠償の打ち切りをやめ、復旧・復興、住民の生活となりわいの再建を国が責任を持って行う。賠償金は課税対象外にする
- ⑦電力会社に電気料金の算定根拠を公開させるとともに、あらゆる経費に独占的利潤を上乗せする「総括原価方式」は廃止する
- ⑧発送電分離、送電インフラ整備など電力の完全自由化への改革をすすめる
- ⑨原発・火力発電への融資を中止する

(2) 地球温暖化・環境リサイクル問題の解決に国と大企業が責任を果たすこと

- ①温暖化ガスの排出量の3分の2を占める発電所、大工場など産業界に削減目標と削減義務を課す。20%を占める自動車の排

出量削減政策を進め、道路政策、都市計画を抜本的に転換する

- ②家電製品や容器のリサイクルについて、製造大企業の負担を引き上げ、中小資源回収業者などへの支援を強化する。メーカーの責任でマイクロプラスチック・ゼロをめざす。生分解性プラスチックへの転換を促す支援策を講じる
- ③自動車製造部品のリサイクルについて、既存の自動車販売・

## 一、税制・社会保障の民主的改革を

1、最悪の消費税である消費税とインボイス制度は廃止を

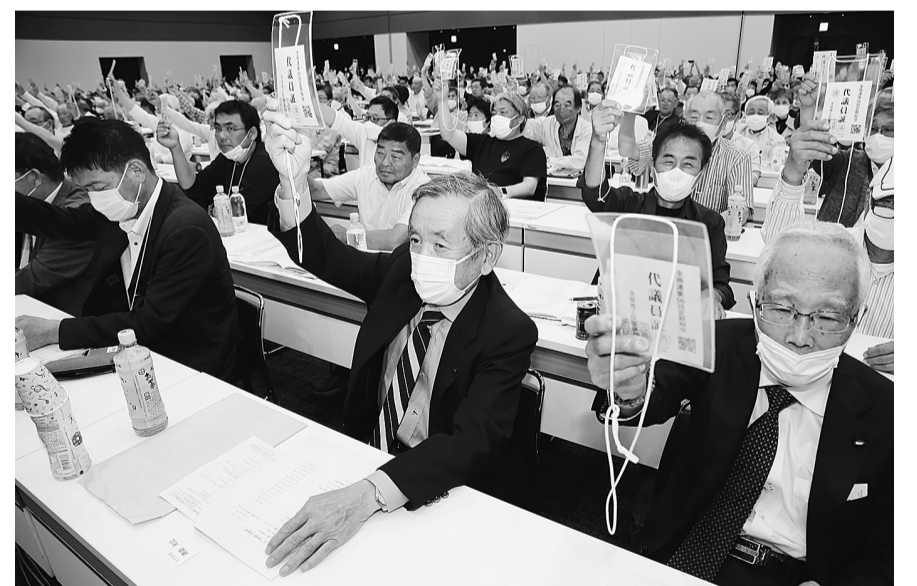
- (1) 実体経済上の取引を否定する消費税法30条7項は廃止すること
- ①「社会保障の経費に充てる」として、目的税のように印象付けて国民をだます根拠として使われている消費税法1条2項を廃止する
- ②免税業者の取引排除、一方的な単価切り下げなど独占禁止法違反行為及び下請け法違反行為に対し、厳正に対処し、消費税の値引き強要などインボイスによる不公正な取引をやめさせる
- ③消費税は「預かり金」でも「預かり金的」「預かり金的性格」でもないことを認め、「益税」宣伝を撤回する
- (2) 簡易課税制度と免税点制度を拡充し、中小業者の

負担を大幅に軽減すること

- ①簡易課税制度と免税点制度の適用上限を消費税実施当時に戻し、総額表示義務を直ちに廃止する
- ②納税実務に関して「資金・時間・心理」のあらゆる負担を軽減し、記帳要件を大幅に緩和する。帳簿および請求書などの「保存義務」を軽減する。課税期間の売り上げが免税点以下の場合には非課税にする。課税事業者、簡易課税の事前届け出を廃止し、申告時に選択できるようにする
- ③公共入札・指名願などの条件から消費税の完納証明添付を外す
- ④消費税の「輸出戻し税」は廃止する
- ⑤事業主死亡による事業承継者の消費税に関する手続きや申告は新規開業者と同じ扱いにする

2、大企業優遇を是正し、生活費非課税・応能負担原則の徹底を

- (1) 所得税に応能負担原則を徹底すること
- ①所得税の人的控除、給与所得控除、公的年金控除などの縮小・廃止をやめる。生活費非課税を実現し、基礎控除や人的控除を抜本的に引き上げる。扶養控除は全ての扶養者に適用する。所得控除の全廃や消費税増税に道を開く「給付付き税額控除」は導入しない
- ②所得税は「能力に応じた公平な負担」の原則を貫く総合累進課税制度とし、高額所得者・大資産家への特権的優遇税制を廃止・是正する。所得税率の平準



総会方針や決算・予算などを満場一致で採択した代議員ら

- 化をやめ、高額所得者に対する最高税率を引き上げる。所得税・住民税は1989年の水準(65%)に、相続税は2002年の水準(70%)に戻す
- ③高額所得者・大資産家優遇の損益通算の特例は行わない。高額の配当や株取引への課税は当面30%にし、分離課税をやめる
- ④事業主、家族従業員の働き分(自家労賃)を経費として認める。女性差別撤廃条約の「差別法規」に当たる所得税法第56条は廃止する
- ⑤電子申告や電子帳簿などの義務化はしない。電子帳簿保存法による電子取引データの保存義務化に関わって設けられたタウロード要件を乱用しない
- ⑥個人事業主等の事業承継を支援する観点から、相続税の定額控除に5000万円の専従者枠を設ける
- ⑦申告納税制度の本旨を守り、記帳義務を要件にした経費の概算控除制度の導入は断じて行わない
- ⑧記帳不備を理由にした過少申告加算税等の加重措置などの罰則を廃止する
- ⑨障害や介護の実態がある場合は障害者手帳や「障害者控除対象認定書」の有無にかかわらず、障害者控除が適用されることを周知する
- ⑩特殊詐欺被害など、雑損控除の対象を拡充する

- (2) 法人税などに応能負担原則を徹底すること
- ①大企業に適用する法人税を累進課税とし、最高税率を引き上げる。当面、消費税導入前の42%に戻す
- ②大企業への特権的優遇税制を廃止・是正する。連結納税制度の損益通算や企業分割税制をやめ、連結付加税を復活させる。大企業への受取配当金益金不算入および貸倒引当金など各種引当金制度を実態に即して縮減する。研究開発減税は、適用対象の資本金上限を設け、中小企業支援を強化する。産業競争力強化基盤強化の名による大企業減税は行わない。蓄積された巨額の内部留保に適正な課税を行う。内部留保を増やす大企業の繰越欠損金は縮小・廃止にする。投機への適正課税を実施する

③多国籍企業の「課税のがれ」を防止する国際的な課税強化に協力し、法人税引き下げ競争をやめさせる。15%の国際最低税率を引き上げる

④事業活動を行わない人格なき社団に対する原則非課税を堅持する

(3) 地方自治の本旨を踏まえ、地方税財政を拡充する

①地方交付税による自治体財政の充実を図るとともに、地方間格差を是正する財政調整制度を尊重し、すべての地方自治体が標準的な行政サービスを行うために必要な財源を確保する

②地方自治体への税源移譲は、地方への事務配分に見合った規模を確保する。自治体財政健全化法による、画一的な自治体財政の統制を定める。住民生活や中小業者の経営に悪影響となる法定外目的税の導入を規制する

③住民税の人的控除を拡充する。住民税の税率を累進制度とし、一律10%の税率を所得200万円以下については当面、5%に戻す

④大企業の法人事業税を拒税力に見合せて引き上げる。外形標準課税は中小法人には導入しない。赤字中小法人に対する地方税の均等割額を引き下げる

⑤個人の住宅、中小業者の店舗・工場など、小規模な土地・建物の固定資産税、都市計画税を大幅に引き下げる。200平方メートル以下の住宅への軽減措置を、店舗、工場および事業用地にも適用する。事業用資産について、経済的理由による減免制度を確立する。合併による都市計画税の安易な一律課税をやる

⑥大工場など、大規模な土地・建物への固定資産税、都市計画税は、資産と所得を勘案し、引き上げを図る。軍事基地、軍人・軍属への特権的優遇をやめ、適正に課税する

⑦償却資産税の免税点を1点100万円、総額で1000万円まで引き上げ、低所得者への減免制度を確立する。小規模な再生可能エネルギー活用設備は免税にする

⑧個人住民税の普通徴収の適用範囲を拡大するとともに、特別徴収への移行を強制せず事業者が選択できる規定を設ける

3、「納税者の権利憲章」を制定し、民主的な税務行政を

(1) 憲法理念に基づく納税者権利憲章を制定すること

①経済協力開発機構(OECD)加盟国で、日本にだけ確立されていない「納税者の権利憲章」を、国民合意で早期に制定する

②全商連が提案する「納税者の権利憲章」(第3次案)を生かして、デジタル化の下での個人情報保護の権利や調査から徴収、不服審査、裁判に至る税務行政の適正手続きを盛り込む

③申告納税制度に権力が介入する恐れがある税務相談停止命令

制度は廃止する

(2) 納税者の権利を尊重し、人権を蹂躪する税務調査を行わないこと

①不要不急の税務調査は慎むこと。調査時間も必要最小限度にとどめ、納税者の生活状況や健康状態にも最大配慮する

②増額更正を原則5年とはしない。5年、7年さかのぼる不当な修正申告の勧奨や同業組合ぐるみの押し付け課税をやめる

③事前通知、調査理由の開示を文書で行う。事前通知をしない場合は、その理由を納税者に明らかにする。「提出物件の留め置き」は最小限にし、強要しない。納税者の提出物(コピーを含む)の返還要求には直ちに応じる。USBメモリーなどへの電子データの保存、持ち帰りを強要しない

④7年分の更正処分や重加算税を強要しない

⑤事前調査をやめる。法定外文書や「呼び出し」「お尋ね」などの乱発をやめ、行政文書で納税者を呼び出し、事前通知のない罰則付きの質問検査権による再調査を行わない

②原処分庁の提出書類や担当審判官が所持する証拠書類について例外なく、請求人または参加人が閲覧・コピーできるようにする。審理手続きにおける「処分庁に対する質問」は文書だけでなく、口頭による納税者の主張の把握ができるようにする

③国税不服審判所を増やし、審判官は審査機関の独立性と中立性、公平性を確保するため、任用基準を定めて公表する。財務省・国税庁人事から切り離し、第三者性を高める

④裁判官と訟務検事の人事交流など課税庁から裁判所への職員任用制度を廃止する

(4) 徴収行政の抜本的改善を図ること

①徴収手続きは、中小業者の生活再建と事業再生支援に役立つよう、運用の抜本改善を図る。滞納整理に当たっては、納税者の生存権的財産の処分を禁止し、差し押さえ禁止財産の範囲を拡充する。売掛金や年金、東電の損害賠償金の差し押さえをやめ、生命保険金の強制解約や先口付小切手の強要をしない。差し押さえ禁止財産が振り込まれた預金口座の差し押さえを禁じるガイドラインをつくる。

②経済的理由による納税緩和措置を認める。執行停止にも申請権を認める。「申請・添付書類の整備」「不許可事由の整備」として納税者の活用制限を設けない。納税誓約の強要はしない。クレジットカード納付を強い。クレジットカード納付を強要しない

③滞納者の財産調査は本人の同意に基づき、必要と認められる範囲にとどめる

④源泉所得税は徴収義務者に無報酬で天引きさせ、納税しきれなければ自己の財産を強制徴収されるという過酷で不合理性を持っていることを踏まえ、差し押さえはしない。納税の猶予も認める。延滞金はつけない

⑤「租税回収機構」などの事務組合、広域連合に対し、自治体の監督責任を明確にするとともに、権利救済規定を設ける。法的根拠を持たない徴収機構は解散する

⑥延滞税・延滞金を引き下げ、免除措置を拡充する。予納制度を悪用した徴収強化は行わない。予定納税、中間納付に延滞税はつけない。本税を全額納付し、かつ延滞税・延滞金を納付することが困難な場合は、ただちに滞納処分の執行を停止する

⑦KSK(国税総合管理)システムによる納税者情報の収集をやめる。e-Tax(電子申告)の押し付けなど申告方法への介入やデジタル化の強要をやめる

⑧情報公開法を適正に運用し、納税者本人への情報公開や税務行政の透明化を図る

⑨プレプリントの申告用紙の送付取りやめ、申告書控えへの収受日付印の押なつの廃止をやめる

⑩国税通則法の「扇動罪」を即時廃止する

(5) 税理士法を改正し、税理士が納税者の自主申告権を擁護・発展させ、真に「独立・公正」な立場を貫けるようにすること

①税理士の業務を有償独占に限定する

②税理士・税理士会に弁護士・弁護士会と同様の団体自治を認め、国家権力から独立した地位を与える

③税務署の退職者に対する特権的な顧問先のあっせんをやめる

4、いのちと健康を守る社会保障の充実を

(1) 国民健康保険制度を改善すること

①国民健康保険加入者全員に保険証を発行し、受療権を保障する。国の医療費抑制政策をやめる。運営にあたっては市区町村の権限を維持・拡充し、国・都道府県は必要な財政支援を行う。保険料水準の統一化をやめる。国保料・税を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、生活再建を支援する

②国保への国庫負担を総医療費の45%に戻すとともに、応能負担原則を適用し、均等割・平等割を廃止するなど「払える」国保料・税にする。国保料・税の引き下げのための一般財源からの繰り入れを実施・継続する。繰り入れを実施した際の保険者努力支援制度でのマイナス査定をやめる

③生活保護を基準に減免措置を拡充する。保険者は滞納者に対し、親身に実情を聞き丁寧な納付相談を行う。差し押さえありきの滞納処分は厳に慎み、国税徴収法の規定を逸脱した強権徴収は行わない。電話による納付催促など徴収にかかわる業務の民営化をやめる

④国保法44条の医療費の一部負

担金の減免制度や、同77条の減免制度に対する国庫助成を拡充し、周知徹底する

⑤ 国保加入者に対して、個人事業主や被用者など加入者の職業に関わらず、傷病手当、出産手当を強制給付とする。被用者保険と同様に、育児・介護休業制度を導入する

⑥ 国保運営協議会は、住民生活の実情を理解した委員を構成員にし、国保加入者が意見を述べられる機会を保障する

(2) 社会保険制度を改善すること

① 従業員5人未満の事業所など加入義務のない小規模業者への社会保険加入強要をやめさせる

② 国の措置で小規模事業者の社会保険料の事業主負担や、そこで働く従業員の負担を軽減する

③ 大企業が社員を非正規・派遣に切り替えることをやめさせる。大企業に相応の社会保険料や国保料・税への拠出を求める

④ 中小業者の社会保険料の延滞金を軽減し、雇用調整助成金を活用する事業所の延滞金を免除する

⑤ 雇用調整助成金の申請手続きの簡略化を図り、概算払いを行うなど、仕組みを改める

⑥ 中小業者が外国人労働者を雇用する場合、必要な支援を行う

⑦ 社会保険料率の賦課方式を定率から、応能負担による累進方式に改め、上限を引き上げるとともに中小企業の負担を軽減する

⑧ 賃上げや従業員を増やした小規模企業、創業後5年未満の小規模企業に対して、社会保険料を一定額軽減する

⑨ 社会保険料の減免制度を創設する

⑩ 協会けんぽの国庫補助率を本則の20%に引き上げる

⑪ 払える額での分割納付を認め、強引な徴収を行わない。法律で定める「納税緩和制度」の周知徹底と、年金事務所に申請書類を完備し、納付相談に誠実に対応する

⑫ 日本年金機構を国の機関に改組し、社会保険制度の公的責任を明確にする

(3) 労働保険を改善すること

① 労災補償への国庫負担を増やし、小規模事業者の労働保険料率を引き下げる。すべての業種で中小業者と家族従業者、フリーランスが労災保険に加入できるようにする

② 労災未加入事業所の従業員の労災補償を、事業主が全額自己負担する制度は撤回する

③ 工事現場などでの労働災害に対し、親企業は下請け業者の労災補償を行う。労災認定基準や給付内容を改善する

④ 雇用保険の短期特例一時金の削減をやめ、90日分の支給に戻す。併せて季節労働者への支援を強化する。積雪寒冷地域で実施していた冬期援護制度を復活する

⑤ 事業主一人でも加入できる労災組合の設立要件と加入条件を緩和する

⑥ 労働保険料と社会保険料の徴収一元化は撤回し、労働保険事務組合の育成を図る

⑦ 報奨金申請など労働保険事務組合の過度な実務負担を軽減する

(4) 医療制度を改善すること

① 医療改悪をやめる。高額療養費の現物給付は入院と通院を合計する。入院時の食事費、居住費は無料に戻す

② 医療を年齢で差別する「後期高齢者医療制度」は廃止し、元の老人保健法に戻す。国保に加入する自営業者の扶養者にも、所得割軽減の緩和措置を実施するとともに、通院治療の「定額払い・包括払い」をやめる

③ 患者負担を増やす「混合診療」を拡大しない

④ 協会けんぽの本人10割給付を復活する

⑤ 公立・公的病院の再編や縮小、民営化、保健所つぶしをやめ、紹介状なしの大病院受診の別途負担をなくす。自治体検診、地域医療を国の責任で拡充し、病床削減をやめ、夜間の救急外来を増やす

⑥ 無料低額診療を行う医療機関への支援を行う

(5) 健診を促進し、助け合いの共済を守る

① 無料健康相談・健診制度などの施策を拡充し、特定検診を自治体の基本検診に戻す。国・自治体の責任で再検診を促進する

② 保険業法・再改定で、広範な

自主共済が存続できるよう監督指針の運用を緩和する。助け合い共済の団体自治に対する干渉をやめる

③ 在日米商工会議所などによる不当な「共済市場の開放」要求に対しては断固抗議し、撤回させる

④ 福島原発事故の放射能被害に対する心と身体の健康調査・検診を被災者の費用負担なしで広く実施する。母子への影響を継続的に把握し、万全の健診・医療体制を早急に確立する

(6) 介護保険法を改正し、公的介護保障を確立すること

① 訪問介護の報酬引き下げを中止し、小規模介護事業者の経営が維持できるようにする。介護施設入居者の食費・住居費の全額自己負担を中止する。国庫負担を増やし、利用料は無料にし、保険料は低額に抑えるなど制度を改正する。要支援を含むすべての認定者を介護保険の対象とする。ケアプランの有料化をやめる

② 保険料を払いきれない世帯に対する給付制限や制裁をやめる。高額介護費用の償還払い制度をやめ、受領委任払い制度にする

③ 特別養護老人ホームなどの待機者を出さない。要介護度での入所制限を行わず、公的な介護施設の増設やホームヘルパーの増員など、財政措置の抜本的な強化をはかりながら、介護制度

を拡充する

④ 介護職員の賃上げを保障する。介護報酬を出来高払いに加え、介護事業所の運営および介護職員の生活を支える人員割払いを創設する

⑤ 介護者の精神的ケアや緊急時の代替えなど行政支援を強化する

⑥ 障害者総合支援法は廃止し、支援費を引き上げるなど助成を拡充する

(7) 年金改悪をやめ、安心して老後が暮らせる制度を確立すること

① 年金積立金を計画的に活用し、債券や株など投機的な運用をやめ、国民年金保険料の引き上げを中止する

② すべての国民に全額国庫負担で月額8万円の「最低保障年金制度」を創設する

③ 国民年金の支給額を月14万円に引き上げ、年金支給開始年齢65歳を延長しない

④ 厚生年金の改悪をやめ、支給開始年齢65歳を延長せず、中小業者の事業主負担を軽減する。厚生年金保険料の算定基準である標準報酬月額の上限を引き上げる

⑤ 年金給付の削減を目的としたマクロ経済スライドを中止する

⑥ 振り込まれた年金の差し押さえは行わない。納付が困難な年金保険料滞納者への差し押さえをやめる

⑦ 年金給付から国保料・税や介護保険料・後期高齢者医療保険料、住民税の天引きは中止する

(8) 生活を保障する制度を拡充すること

① 休業を余儀なくされるなど、経営と暮らしの危機に直面する中小業者の最低生活を保障し、営業再開を支援するよう生活保護法を「所得保障法」に改正する

② 生活保護基準を引き上げるとともに、対象となるすべての人が受給できるようにする

③ 親族に扶養を押し付ける扶養照会など「水際作戦」をやめ、申請の権利を保障し、制度の周知徹底を自治体に義務付ける

④ 生活保護の「有期化」や生活保護制度の国保編入など改悪をやめる

⑤ 生業扶助の生業費の限度額を引き上げ、生業を営むのに必要な資金や器具・資材の購入費を保障する

⑥ 休業からの再チャレンジができる「廃業扶助」を設ける

⑦ 生活福祉資金を中小業者の生業と暮らしを支える制度に改善する。申し込みから実行までの期間を短縮し、謝絶の際は理由を明確にする

⑧ 国や自治体が支給する給付金は、国内で生活するすべての人に届ける。支給や補償は世帯単位ではなく、個人単位に行う

⑨ 居住権を社会保障として明文化する。公営住宅を増やすとともに、住宅助成制度を拡充する

## 三、憲法を守り、平和・中立・民主の日本を

1、立憲主義、民主主義、平和主義を擁護すること

- ① 憲法審査会の活動を中止し、「憲法改正国民投票法」に基づく一切の策動をただちにやめる
- ② 集団的自衛権の行使を容認した閣議決定は撤回する。緊急事態条項の検討を行わない
- ③ 国家安全保障会議(日本版NSC)関連法は直ちに廃止する。「国家安全保障局」は解体する。
- ④ 「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」(安保3文書)の閣議決定を撤回し、今後「防衛計画の大綱(防衛大綱)」の策定は行わない
- ⑤ 選挙活動における言論、文書、宣伝活動などを規制しない
- ⑥ 政党助成金をただちに廃止する。企業・団体による政治献金を禁止し、政・官・財の癒着を正す
- ⑦ 自治体職員の思想調査を直ちにやめる。自治体首長は憲法の条例を制定しない
- ⑧ 権力による行政の私物化をやめる
- ⑨ 公文書は法律に基づいて適切に管理し、偽造、改ざん、廃棄、隠ぺいなどの違法・不当行為は

- ⑩ マスメディアへの政治的介入をやめる
- ⑪ 「ハイトスピーチ対策法」に基づき、特定の人種や民族に対する差別的言動の解消を図る
- ⑫ 性自認や国籍、人種、民族、階級などによるあらゆる差別をなくす。性暴力、DV(ドメスティックバイオレンス)などを許さない社会にする。セクハラ、パワハラなど、あらゆるハラスメントを根絶する
- ⑬ 国連憲章、国際法を順守し、戦争、紛争当事国へ即時停戦を働き掛ける

- ① 垂直離着陸軍用機オスプレイを日本から撤退させ、自衛隊への配備を撤回する。米国いなしの兵器の購入は行わない
- ② 在日米軍基地の移転費用に税金を投入しない
- ③ 住民の安全と生活を脅かす日米軍の演習や訓練は直ちにやめる。民間空港・港湾の軍事利用や米軍と一体となった統合防空ミサイル防衛の推進は中止する。防衛装備三原則を武器輸出三原則に戻し、武器輸出規制を強化する
- ④ 戦争支援や「核抑止」政策を中止する。国民を戦争に強制動員する有事法制の発動も具体化も行わない
- ⑤ 日米地位協定でも負担義務の

- ① 憲法違反の「共通番号(マイナンバー)制度」の利用拡大をやめ、廃止する。番号を含む個人情報提供を原則禁止にして、個人情報提供を例外扱いにする施行令は撤廃する
- ② 個人情報流出や、第三者の成りすましによる悪用などの危険もあり、共通番号としての行政の活用には制限を設けるとともに、民間活用は行わない。個人情報提供をプロファイリングされない権利や忘れられる権利を保障する
- ③ マイナンバーカードの所持・所持によって行政サービスが受けられないなどの不利益を禁止する
- ④ 行政職員削減の口実として進められている手続きの「原則デジタル化」方針は撤回し、窓口における対面での相談・申請体制を強化する

- ① 教育権を保障し、子どもの権利条約に基づく教育を進める。教育基本法による管理・統制教育をやめる。自治体首長の教育への管理体制を強化する「教育
- ② 個人情報流出や、第三者の成りすましによる悪用などの危険もあり、共通番号としての行政の活用には制限を設けるとともに、民間活用は行わない。個人情報提供をプロファイリングされない権利や忘れられる権利を保障する
- ③ マイナンバーカードの所持・所持によって行政サービスが受けられないなどの不利益を禁止する
- ④ 行政職員削減の口実として進められている手続きの「原則デジタル化」方針は撤回し、窓口における対面での相談・申請体制を強化する

- ① 教育を充実させ、子どもの健全な発達を保障すること
- ② 学校教育の中で、地域の暮らしと文化を守る中小小売業者の姿を知らせ、地域振興の正しい知識を伝える。専門技術の継承・発展を図る教育を充実する
- ③ 「日の丸」掲揚や「君が代」
- ④ 納税義務を一面的に教え込む「租税教育」のゆがみを正し、憲法理念にのっとった正しい納税教育や権利教育を行う
- ⑤ 原発の「安全神話」を広げてきた教育を根本的に反省し、福島原発事故の教訓や放射能の危険性に対する正しい知識を広げる
- ⑥ 子どもの貧困解消のため、行政・地域・教育関係者が協力し、健全な環境をつくる
- ⑦ 義務教育費はすべて無償とし、教材・教員、学校給食費の自己負担をなくす。就学援助の認定基準を改善して支給対象を拡大し、給付を引き上げる。一部の就学援助適用者を差別的に取り扱う「進要保護」区分をやめる。「子ども保険」や「教育国債」などは導入しない
- ⑧ 高校の授業料無償化政策を継続し、所得制限は撤廃する。高専・大学の授業料を無償にする。日本学生支援機構奨学金をすべて給付制にする。奨学金の返済を支援し、差し押さえはしない
- ⑨ 教職員・保護者・地域住民の共同した取り組みで、全ての子どもへの命と人権が大切にされる学校・地域づくりを進める。いじめや登校拒否、不登校に苦しむ子ども、親、教師が相談できる教育委員会から独立した専任教師、スクールカウンセラーを小・中・高校の全校に配置する。子育て支援センターや児童相談所を充実させる
- ⑩ 国の責任で教員を増やし、30人学級の早期実現と20人以下を展望した少人数学級をめざす。学校の統廃合は跡地利用も含めて地域住民の声を聞いてすすめる

- ① 食育である中学校までの学校給食を無償の自校方式で実施し、地域の中小業者や農産物の活用を推進する
- 2、公立保育園・幼稚園の廃止、民営化をやめ、公的保育を拡充すること
- ① 認可保育所の増設、保育士の増員・待遇改善に取り組み、待機児童を直ちに解消する
- ② 保育料を引き下げるとともに、保育環境の劣悪化につながる保育基準の緩和をやめる
- ③ 病児保育への支援・強化を図る
- ④ 中小業者の就業実態に見合った保育を保障し、居宅内労働への差別を廃止する
- ⑤ 無認可保育所、学童保育への公的補助を増やし、充実を図る
- 3、健全な文化・芸術、スポーツを振興すること
- ① 国民誰もが気軽に文化・芸術を楽しめるよう予算を増やす
- ② 文化・コミュニティーを育む公的施設の維持・増設をすすめる。公的施設の利用料を引き下げる
- ③ 文化・芸術活動を担う団体や個人の地位向上を図り、助成を強める
- ④ 文化・芸術・スポーツ関連事業者が経営継続できるよう支援を強化する
- ⑤ 地域が歴史的に育んできた伝統工芸・郷土文化・芸能、祭りの振興を図り、継承者の育成をすすめる
- ⑥ スポーツ基本法の理念に基づき、国民が自主的・自発的にスポーツを楽しめる条件を拡大するための支援を強める
- ⑦ 国・公有地、河川敷などに文化・スポーツ施設を造り、休日や夜間も利用できるようにする。施設の運営を利用者・利用団体も交え民主的に行う
- ⑧ 地域のスポーツ活動を支える指導者や自主的なスポーツクラブを支援するために、運動施設を整備・確保し、助成を強める
- ⑨ スポーツにおける暴力、パワハラ、セクハラなどをなくすための競技者や指導者、スポーツ団体、関係者の自主的な努力を支援する
- ⑩ オリンピック・パラリンピック開催にあわせて造られた競技施設の維持負担などを地域住民に押し付けない

### 四、教育・保育を充実し、文化・スポーツ振興を



平和と商売を守る民商・全商連運動の継承・発展を決意し「団結ガンバロー」と声を上げる総会参加者